

東大阪市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民間企業等と協働し、雑誌を広告媒体とすることで、地域経済の活性化にも寄与しつつ、東大阪市立図書館の雑誌購入の新たな財源を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東大阪市立図書館：東大阪市立永和図書館、花園図書館及び四条図書館をいう。
- (2) 雑誌スポンサー：雑誌の購入代金を負担する民間企業等をいう。
- (3) 提供雑誌：雑誌スポンサーが購入代金を負担して図書館蔵書とする雑誌をいう。
- (4) 名称広告：雑誌スポンサーの名称の掲出をいう。
- (5) 内容広告：雑誌スポンサーが提供するサービス、商品及び活動内容等の掲出をいう。
- (6) 指定管理者：東大阪市立図書館の指定管理者をいう。

(広告の対象範囲等及び広告掲載の基準)

第3条 広告の対象範囲等は、東大阪市有料広告掲載要綱第4条の規定を準用する。

2 広告掲載の基準は、東大阪市有料広告掲載基準第5条の規定を準用する。

(雑誌スポンサーの対象)

第4条 雑誌スポンサーの対象は、企業、個人事業者、公共的団体又はこれに類する者とし、個人は対象外とする。

2 前項の規定に関わらず次の各号に該当するときは、雑誌スポンサーの対象外とする。

- (1) 役員等（役員又はその支店もしくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）又は経営に事実上参加している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、

もしくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

3 前項により契約を解除した場合において、指定管理者に損害が生じたときは、雑誌スポンサーにその賠償を請求することができる。

(広告の内容)

第5条 雑誌スポンサーは、提供雑誌の最新号に次の各号に掲げる広告を行うことができるものとする。

(1) 雑誌カバー表面への名称広告

(2) 雑誌カバー裏面への内容広告

(3) 配架台への名称広告

2 前項各号の広告の表示物は、雑誌スポンサーが必要な枚数又はデータを作成し、指定管理者に提供するものとする。

3 名称広告及び内容広告の余白部分には、「この広告は図書館雑誌スポンサー制度によるもので、本誌購入経費に充てられています。」と表示するものとする。

(広告の規格等)

第6条 広告の大きさ及び表示位置は、下表のとおりとする。

	大きさ	表示位置
名称広告	縦3cm×横10cm以内	雑誌カバー表面の底辺より4cm空けた中央
内容広告	A4サイズ以下	雑誌カバー裏面内

2 提供雑誌の配架位置は、指定管理者が決定する。

(雑誌の選定)

第7条 雑誌スポンサーは、指定管理者が作成した「雑誌リスト」の中から希望する雑誌を選定するものとする。

(申出方法)

第8条 雑誌スポンサーになることを希望する者は、東大阪市立図書館雑誌スポンサー制度申出書(様式第1)に必要事項を記入し、次の各号に掲げる書類を添えて指定管理者へ提出するものとする。

(1) 第6条第1項に規定する広告の案

(2) 会社概要等(業種等が分かるもの)

(3) 役員名簿

(4) ウェブサイト等の内容を示すもの。

2 申出書は、東大阪市立永和図書館に持参又は郵送の方法により提出するものとする。

3 同じ雑誌に雑誌スポンサーの申出が複数あった場合は、先着順とする。

(雑誌スポンサーの審査及び覚書の締結)

第9条 雑誌スポンサー及び内容広告の審査は、指定管理者が行う。

2 指定管理者は、審査結果について教育委員会の承諾を得るものとする。

3 指定管理者は、雑誌スポンサー承諾（不承諾）決定通知書（様式第2）を雑誌スポンサーの申出者に通知する。

4 前項の雑誌スポンサー承諾決定があったときは、指定管理者と雑誌スポンサーにおいて覚書（様式第3）を締結する。

(雑誌スポンサー承諾決定の取消し)

第10条 指定管理者は、雑誌スポンサーが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、雑誌スポンサー承諾決定を取り消すことができる。

(1) 東大阪市立図書館雑誌スポンサー制度申出書への虚偽の記載、その他不正な手段により雑誌スポンサーの決定を受けた場合。

(2) 第4条第2項各号に該当すると認められた場合。

2 前項の規定により、広告の掲載の承諾を取消した場合において、提供雑誌は返還しないものとする。

(雑誌スポンサーの責務)

第11条 雑誌スポンサーは、内容広告に関する一切の責任を負うものとする。

(提供雑誌、広告内容等の変更)

第12条 雑誌スポンサーは、提供雑誌・内容広告等を変更しようとする場合は、提供雑誌等の変更申出書（様式第4）を指定管理者に速やかに提出するものとする。

(広告の掲載期間)

第13条 広告の掲載期間は、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

2 前項の期間の途中で覚書を締結した場合は、その締結の日から当該年度の3月31日までの期間とする。

3 広告の掲載期間は、掲載期間満了の2ヶ月前までに、雑誌スポンサーから解約の申出がない場合は、掲載期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。ただし、更新期間の上限は指定管理者の指定管理期間とする。

4 現指定管理者の指定管理期間満了後も引き続き雑誌スポンサーを継続する場合は、指定管理者と新たに覚書を締結するものとする。

(雑誌の提供の中止)

第 14 条 雑誌スポンサーは、雑誌の提供を中止しようとするときは、中止しようとする日の 2 ヶ月前までに、解約申出書（様式第 5）を指定管理者に提出するものとする。

(雑誌の購入代金の支払い)

第 15 条 雑誌スポンサーは、提供雑誌の購入にあたっては指定管理者が指定する納入業者から購入し、購入代金については納入業者からの請求に基づいて、直接支払うものとする。

2 提供雑誌の購入代金の支払い方法は、納入業者が指定する方法とする。

3 提供雑誌の購入代金の支払いに際し、振込み手数料等が発生するときは、雑誌スポンサーの負担とする。

(雑誌の所有権)

第 16 条 提供雑誌の所有権は、東大阪市に帰属する。

(警察署長からの意見聴取)

第 17 条 東大阪市教育委員会は、必要があると認めるときに、雑誌スポンサーが第 4 条第 2 項の各号に該当する者でないか、警察署長に照会することができる。

附則

1 この要綱は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に東大阪市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱を廃止する要綱（平成 28 年 8 月 1 日施行）による廃止前の東大阪市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱（平成 27 年 4 月 1 日施行。以下「旧要綱」という。）の規定によるスポンサーの決定を受けている者は、この要綱の規定によるスポンサーの決定を受けているものとみなす。この場合において、旧要綱の規定に基づいて締結された覚書は、この要綱の規定に基づいて締結された覚書とみなす。

3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて掲載されている広告は、この要綱の規定に基づいて掲載されている広告とみなす。

附則

この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

2 様式第 1 号中「 印 」及び様式第 2 号中「 ㊞ 」を削る。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。